



クラブ合併申請書

地区 _____

クラブが合併を希望する場合には、必要事項がすべて記入済みの本書式をライオンズクラブ国際本部の太平洋アジア課 (Lions Clubs International, Pacific Asian Department, 300 W. 22nd Street, Oak Brook, Illinois 60523-8842, USA) に提出しなければなりません。以下に必要事項をもれなく記入し、下記のボックスにチェックマークをつけて提出すべき書類が全て揃っていることをご確認の上、必須の書類を添えて本申請書をお送りください。クラブの合併に関する規定と合併の申請手続きについては以下をご覧ください。

合併によって解散するクラブおよびクラブ番号: _____

合併後、存続するクラブおよびクラブ番号: _____

合併後、クラブ名を変更しますか。はい ____ いいえ ____

新しいクラブ名 (ローマ字) _____

新クラブ名による認証状の交付を希望しますか。はい ____ いいえ ____ 新たな認証状交付には、その費用として US\$25 が存続クラブに請求されます。(代金はクラブ口座より引き落とされます)

存続するクラブは、本申請書と一緒に下記の書類を提出しなければなりません。

- ☐ 1) それぞれのクラブで合併が承認された旨を示す決議文の写し。
- ☐ 2) 合併を承認する地区キャビネットの決議の写し。
- ☐ 3) 合併後に存続するクラブの月例会員報告書の写し。それには、合併後解散するクラブの会員が転入会員として報告されていること。
- ☐ 4) 国際協会、複合地区、地区に対して未納金を持たないことを示す文書。
- ☐ 5) 合併後解散するクラブの認証状は、国際本部に返還できるよう地区ガバナーに引き渡す。

下記に指定される役員の署名が必要です。

_____	_____	_____
日付	合併後存続するクラブの会長署名	会員 番号
_____	_____	_____
日付	合併後存続するクラブの幹事署名	会員 番号
_____	_____	_____
日付	地区ガバナー署名	会員 番号

ライオンズクラブ合併に関する規定

二つ以上のライオンズクラブが合併するためには、以下の手順が完了しなければならない。

1. 合併を考慮しているクラブは合同会議を開いて、以下の事項を決定する。
 - a. 合併によりどのクラブが解散するか。
 - b. 存続するクラブの名称を変えるかどうか。変える場合には適切な名称を決める。クラブ名を変更する場合、その名称は、地区キャビネットの承認を受けなければならない。
 - c. 合併後存続するクラブの境界線を変えるかどうか。変える場合には、提案する新たな境界線を決める。境界線変更の提案はいかなるものも、地区キャビネットの承認を得なければならない。
 - d. 存続するクラブの役員および委員会は任期を満了するのか、あるいは合併が承認された後、新しい役員の選挙が行われるのかどうか。選挙が行われる場合には、選挙の場所と日時を定め、選挙の結果を地区ガバナーおよび国際本部の太平洋アジア課に通知する。
 - e. 合併完了後存続するクラブの理事会会議と定例会議の開催場所および日時を定める決議を採択する。また、合併するクラブのいずれかの結成日を受け継ぐか、あるいは合併が認められた日を結成日とするかを決め、その承認の要請を出す。
2. 合併を考慮している各クラブの一般会員が、合併に同意する旨の決議を採択しなければならない。
3. 合併により解散することに同意するクラブも、合併に先立って、さらに以下の段階を踏まなければならない。
 - a. 未払金を全て支払う。
 - b. 運営資金口座と事業資金口座に残っている資金をすべて、存続するクラブが維持している適切な口座に移す。
 - c. クラブの所有物をすべて、適切な方法で処分する。
 - d. 存続クラブに転入する会員を最後の月例会員報告書に掲載して、国際本部に提出する。
 - e. クラブの認証状を地区ガバナーに引き渡す。地区ガバナーがそれを国際本部の太平洋アジア課に返送する。
4. 合併後に残るクラブは、下記の書類および資料を国際本部の太平洋アジア課に送らなければならない。
 - a. クラブ合併申請書。
 - b. 各クラブが採択した合併承認の決議の写し。
 - c. 合併を承認する地区キャビネットの決議の写し。
 - d. 合併により解散するクラブからの会員が転入会員として列記された月例会員報告書。
5. 合併によりクラブ名を変更する場合には、新しいクラブ名による認証状が新クラブおよびマーケティング課より交付される **(要請のあった場合のみ)**。